



弁護士 京介

「家庭の法学」①

はじめまして。今月かたりません。しかし、風
ら、「家庭の法学」のコー 俗に遊びに行つて、プロ
ムを担当致します弁護士 の女性と肉体関係を持て
の矢野京介です。よろし ば、不貞行為に当たりま
くお願い致します。第1 す。

がきっかけとなつてい
ケースが多いと感じて
ます。
年齢的には、男女とも
に40代が多いと思いま
す。これは、40代が、最
も体力と資力が充実して
いるからかもしれませ
ん。不倫もお金がかかり

回は、「不貞行為」です。

「不貞行為」とは、法律

不貞行為①

風俗は別として、不貞
ますからね。

用語ですが、配偶者以外
の異性と肉体関係（性交
渉）を持つことを意味し
ます。俗に言えば不倫や
浮気ですね。恋愛感情は

関係を持つ男女とは、ど
ういうケースが多いので
しょうか。

夫又は妻は、配偶者が
不貞行為を行った時は、
配偶者と浮気相手に対し

不貞行為は、発覚する

て、慰謝料を請求できま

要件ではなく、肉体関係
が要件ですから、例え

ことなく墓場まで持つて
行く人の方が多いと推測

す。気になる慰謝料額で
離婚に至った場合は10

ば、夫が、夜の女性に惚
れてお店に通っているだ
けでは、不貞行為には当

りませんが、筆者の肌感
では、職場での関わり

0万円〜200万円、夫
婦関係が破綻に至らな

った場合は数十万円とい
ったところが日本の相場
です。これでは抑止力に
なりませんね。

ちなみに、子供も、不
貞行為を行つた親や浮気
相手に対して、不快な思
いをしますが、原則とし
て、子供には慰謝料請求
権は認められていません。

弁護士 矢野 京介

葛西臨海ドリーム法律事務所

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 6-13-14

丸清ビル3階

☎03-6808-4161

ホームページ <http://dreamlaw.jp>

